

日本指圧専門学校の自己評価

平成29年

評価項目1 教育理念・目的・育成人材像等

【1-1】学校の理念・目的・育成人材像は定められているか (専門分野の特性が明確になっているか)

教育理念は、「東洋療法の系譜に属する指圧の疾病治療及び予防技術としての地位の確立と普及を図り、西洋医学による科学的検証を実践して、人類不易の健康に対する願いに応えることができる有為な医療人材を養成する。

また、これらの営為を通して世界平和と友好親善に寄与する。」ことである。

目的は、科学性と合理性を基調とした西洋医学の成果・見識と長い歴史と経験則に基づく東洋医学の理念・哲学を融合し、現代社会における人々の健康に対するニーズに応える医療人を世に送り出すことである。

指圧では、特に「人間の自然治癒力」を重要視し、人間が“心と体”の統一体としての存在であることを深く理解できる人材を育成することを目的としている。

育成人材像は、「指圧の心 母心、押せば 命の泉湧く」に表象されるように人間に対する深い思い遣りをもった社会に貢献できる指圧師を目指している。

【1-2】学校における職業教育の特色は何か

学科認定は「指圧科」のみである。

学校創立者である浪越徳治郎氏が掲げた建学精神を堅持し、少人数で親切・丁寧な教育指導により確かな医学知識の獲得と治療技術の伝承、発展を期し日々研鑽に励んでいる。

指圧という日本独自の手技を中心とする実践的な職業教育を標榜し、高齢化社会や疾病変化等に対応し得る技術と知識・情報を有する有為な人材を養成することが教育の特色である。

また、長い伝統と実績を誇り、社会における高い評価と実績を得るとともに、海外に志を抱いて雄飛して活躍され連携する先達が多数存在することも顕著な特色である。

【1-3】社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか

これまで、数多くの有為な医療人を輩出し、確かな養成実績を築いてきたが、将来の社会・経済や教育・医療の変化と予測の中で、あるべき学校の将来構想を掲げることは

重要な課題として認識している。

その要諦は現代社会における有為な医療人を養成することに尽きると考えており、その意味で確固たる学校運営がなされているので、将来構想においても過去・現在の延長線上で目指すべき未来の姿を抱いている。

医療の普遍性と合理性から国内のみならず国際的にも指圧へのニーズが増えることが予測されるため、海外との交流を通じた医療人の養成にも積極的に取り組み、その拠点としての学校の機能強化と指導性の確立が求められており、これらは新たな構想の要素に浮上してきている。

【1－4】学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・学生・関係業界・保護者等に周知がされているか

これらの事項は、学校の基本事項で社会的存在を主張するものであるため、ホームページ、学校案内、学校説明会、等あらゆる機会と媒体を使い周知に努めている。また、平成26年度より関東を中心に高校を訪問し広報活動を行っている。また、平成27年度よりオープンキャンパスを実施することにより、更なる周知への取り組みを行っている。

しかし、資格の存在や業務内容等に対する認識も低い傾向にあるため、今後も学校の情報公開・提供を積極的に進める観点からやり方や予算措置などを早急に検討する。

【1－5】各学科の教育目標・育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか

現代においては、一般的に、業界ニーズは、社会の高齢化、情報化、成熟化、国際化などの激しい変化により多様で複雑なものとなっており、その把握は難しく方向づけられているか否かについても一概に論ずることはできない。

本学科の教育目標や人材育成像においては、人類不易の願いである健康に関わる医療人材を養成することを目指すものであるため、概ね業界ニーズに向けて方向づけられていると考えている。

評価項目2 学校運営

【2－1】目的等に沿った運営方針が策定されているか

激しく変化する社会、経済情勢の中で学校の存在意義を明確にし将来の学校の運営方針を策定する必要があるが、現状これらが不十分であることは否めない

そのため、学校経営の長期戦略を早期に策定して組織の順応性を高め、混沌化する将来の変化に対応できる体制を整備する必要がある。

【2-2】運営方針に沿った事業計画が策定されているか

早期に運営方針を定め、それに沿った事業計画を策定するよう努める。

よって、当面は、短期の課題を俎上に載せ、年度単位で事業計画化を行っている。

**【2-3】運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、
また、有効に機能しているか**

平成15年10月15日に組織における職務分掌を定めて、所管や権限の基本事項と意思決定について規定することによって組織運営の効率化を図っており有効に機能していると考え

また、将来的の学校を取り巻く内外の環境に応じた臨機応変の措置が執れる組織や意思決定機能の構築が必要であり不断に当該職務分掌の見直しを行う。

【2-4】人事、給与に関する規程等は整備されているか

平成18年4月1日に勤務規則を全面的に改正し、詳細に人事・給与に関する処遇に係る事項を定めている。

【2-5】教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか

原則的に稟議制度を採っている。

さらに、いろいろな組織需要に応じてさまざまな意思決定のシステムを補完的に採用し、学校運営に係る諸課題に対処している。

具体的には、定期に運営委員会、事務連絡会、教務会等を開催して、各種情報の伝達・交換、協議を通じて組織意思の決定を行なっている。

【2-6】業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか

教育機関として法令遵守は当然の責務であり、業界や地域社会等との関わりにおいてもコンプライアンス体制を整備して、些かも法令に抵触することのないように学校運営を行なうことを心掛けている。

体制整備については、教育及び学校経営全般にわたり俯瞰できる総務担当が対処している。

【2-7】教育活動等に関する情報公開が適切になされているか

教育活動等に関する情報公開を、「いつ」「誰に」「どのような内容を」「どのような媒体」で行なうかは難しい問題である。

しかし、教育活動等は学校の基本であり、その公開と評価は、教育における企業等や社会のニーズ・実相を反映するもので出来得る限り適切になされることが肝要である。

今まで不十分であったとの反省から情報公開の在り方について検討し、効果的な実施方法を策定する。

【2-8】情報システム化等による業務の効率化が図られているか

校内ラン・システムにより校内情報を集中管理することによって業務全般の効率化を図っている。

教育指導の面でも、パワーポイントの使用、3D画像の提供、教科情報のデジタル化、外部医療の活用等を通じて情報の適正管理と効率化を図っている。

評価項目3 教育活動

(目標の設定等)

【3-1】教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか

本校は、国から医療人材養成施設として認定を受けており、規則及び通達等により「教育内容」や「教育の目標」の大枠が定められている。

そのため、現在、教育理念等に沿った教育課程の編成や実施方針等の策定は、その枠組みの中で行われているが、私立の専門学校として有する自由で多様な教育を展開できるという特性から、「教育課程編成委員会」や学校関係者等の意見要望を取り入れた編成・実施方針等を策定している。

【3-2】教育理念、育成人物像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確に定められているか

教育課程作成において、業界の人材ニーズや教育期間を総合的に勘案し体系的かつ網羅的に作成することに留意しており、十分な知識・技術の獲得と人間性の涵養などにおいてかなりの程度に満足できるものとなっている。

当然、教育到達レベルや学習時間の確保などの必要事項は明確に定められている。

(教育方法・評価等)

【3-3】学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか

カリキュラムについては、厚生労働省の「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（以下「認定規則」という。）に準拠して体系的編成がなされている。

【3-4】キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか

修練会での実技指導、特別授業における職業実践講義、多様な課外活動、ボランティア活動、海外交流など限られた時間を有効に活用して様々な場でカリキュラムや教育方法の工夫・開発を実施している

【3-5】関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行なわれているか

従来は、企業・関係施設等や業界団体等との連携によるカリキュラムの作成・見直し等は、意識的、明確に行なうことはなかった。

現在は平成 25 年度より開催されている「教育課程編成委員会」などを通じて企業・関係施設等との連携を密にし、社会の ニーズを反映したカリキュラムの作成・見直しを進めている。

平成 25 年度の「教育課程編成委員会」において実技実習の充実を図るべきであるとの意見が聴取されたことを受け、平成 26 年度より 1 年次の実技実習の進度を早め、2、3 年次の実技実習内容を充実させる内容に変更するなどの改善がなされた。

【3-6】関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか

現時点では、実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられていることはない。

インターンシップについては、国家資格を有していない学生が不特定多数のものに施術を行うことは法律上問題があるため、今後も法律の改正等がない限り実現不可能な項目であると認識している。

しかし、今後も企業等との連携により実践的な職業教育を推進する過程で教育体系に明確な位置付けが行なえるか実施に関する諸課題を国の定める規則や法律に抵触しない範囲で調査、研究するものとする。

【3-7】授業評価の実施・評価体制はあるか

平成 20 年度から専任教諭に対する学生による授業評価アンケートを実施し、関係情報の収集及び校内評価体制の整備を進めている。

現在は、対象を非常勤講師の授業にも拡大してより詳細かつ網羅的な授業評価を実施している。

今後、授業評価をより有効に活用できるよう学内での議論、検討を行なう。

【3-8】職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか

従来は、非公式・非定型的に外部関係者からの評価を受けてきたが、これからは組織的に、公式に評価を受ける体制を作り、積極的に業界や社会の趨勢を教育内容に取込むべく、平成25年度より「教育課程編成委員会」および「学校関係者評価委員会」などを立ち上げ、評価を受ける体制を整え、その評価に基づき、教育課程の編成や内容改善等を行っている。

【3-9】成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか

日本指圧専門学校教務規則第7条から第10条において、これら各事項について詳細な基準を定め明確化と周知を図っている。

なお、当該規則は、学生手帳に全文を掲載し全学生に配布している。

(資格試験)

【3-10】資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中で体系的な位置づけはあるか

本校に係る国家資格は「あん摩マッサージ指圧師」であり、3年間履修後、東洋療法研修試験財団（厚生労働大臣指定試験機関）が実施する国家試験の受験資格が得られるので、教育期間全部が資格取得のための指導体制に、またカリキュラムに、全てが体系的に位置づけられている。

また、3年生を中心とした補習授業を設け、総括的な補完指導体制を実施している。

(教職員)

【3-11】人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか

認定規則及び通達（指導要領）に定められた要件を充足した任用資格を有する専任教員等を確保している。また、医療現場において職務に従事し、かつ認定規則及び通達（指導要領）に定められた要件を充足した任用資格を有する非常勤講師を確保している。

【3-12】関連分野における業界等との連携において優れた教員（本務・兼務含む）を確保するなどマネジメントが行なわれているか

現在、教員の確保については国により「教員資格」が厳格に定められているので、確保のために

特段のマネージメントを行なうことはない。

しかし、専門性と指導力に優れた教員を確保することは教育の根本にかかわる最重要課題であり、常に関係情報の収集と任用機会の確保を心掛けている。

【3-1-3】関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行なわれているか

医学領域における先端的な知識や技能は質・量共に膨大であり日々の進歩も著しいものがあるため、大学、研究機関、医学関連団体等が実施する研修に教員を受講させ対応している。

また、これらの知識・技能等を的確に、効果的に教授するための指導力を育成することは、教育現場においては不可欠の要件である。

教員は、その職責を果たすため学内外の研修に参加するとともに日々の自己研鑽に努め、学生を教育する指導力の向上に取り組むこととする。

組織性については「勤務規則」「日本指圧専門学校研修規定」により学校全体で取組む体制を構築して教員の資質向上に努めている。

【3-1-4】職員の能力開発のための研修等が行なわれているか

学校経営においては、教育業務と管理業務が相互に緊密な関係をなしているため、それぞれに必要な能力は別異であるが、歯学部への聴講生としての派遣、ハワイ大学での解剖実習および東洋療法学校協会主催教員研修への参加など関係団体・機関の実施する研修等に積極的に参加を促し能力開発に努めている。

また、学内においても教育部門のみならず学校を取り巻く社会情勢や組織経営など広範囲にわたる学内研修を行なっている。

評価項目4 学修成果

【4-1】就職率の向上が図られているか

本校の卒業時には国家試験の合格発表（3月下旬）がなく、資格取得が就業の必須要件である就職の事前指導には困難を伴うことがあった。しかし、関係団体、施設、事業者などへ就職依頼を行い、就職促進を図ることは学校の責務であると考えている。

毎年、あん摩マッサージ指圧師関連企業等による企業説明会、就職ガイダンスを行ない、就職希望者へ情報収集の機会を提供している。また、学生ラウンジにおいて、企業からの求人情報を随時閲覧可能にしている。日本指圧協会や本校同窓会との有機的連携を図り、就職先の確保、情報収集・提供に努めている。

また、毎年4月から5月の時期に、卒業生に対して、事後追跡の調査を実施して卒業後の動向の掌握に努め就職・進路指導に反映する体制を整え、就職率の維持、向上を図っている。

卒業生とのつながりを密にし、現場における求人情報等の収集に努めている。

【4-2】資格取得率の向上が図られているか

本校では、卒業予定者の100%合格を目標として設定し教育指導に当たっている。成績が不十分な学生へは、補講や担任による個別学習指導等、きめ細かい受験指導を行い資格取得率の向上を図っている。

また、既卒者に関しては結果が芳しくないのが現状であり、聴講受入れ、関係資料の送付、模擬試験の提供、受験取りまとめ等を通じて合格のための助力を行っている。

【4-3】退学率の低減が図られているか

退学率の低減に関する目標は設定していない。

退学については、極力これを回避すべきものと考えてきめ細かく対応しているが、残念ながら、例年、数名の退学者がある。

学業困難、経済的事由、身体的事由その他退学する原因は多岐に亘っており、これを全て回避する事は不可能と考えるが、指導の徹底、奨学金による援助、カウンセリングの充実などさまざまな対応策を講じて脱落者の発生を抑制するよう努めている。

【4-4】卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか

卒業生、在校生ともに長い歴史と伝統を誇る本校関係者として、国内外のあらゆる社会で活躍しており高い実績と評価を獲得している。

永年にわたる実績は特筆され、卒業生等学校関係者の活躍と努力が実り昭和39年に法律化され、国内はもとより海外においても東洋療法の担い手としての指導的な役割を担う存在となっている。

これらの社会的な活躍及び評価については、常時、情報収集を行い学校の記録として保管、活用している。

【4-5】卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか

卒業後のキャリア形成への効果の把握は非常に困難であり、これを教育活動の改善に活用することは現状不可能である、今後の課題としたい。

評価項目5 学生支援

【5-1】進路・就職に関する支援体制は整備されているか

「業務運営規定」を定め、進路・就職に関する支援体制の整備に努めている。
職業紹介業務担当者を選任して一元的に情報提供を行うとともに業務を統括している。あん摩マッサージ指圧師関連企業等による企業説明会、就職ガイダンスを行ない、就職希望者のニーズに適合した情報収集の機会を提供している。また、学生ラウンジにおいて、企業からの求人情報を随時閲覧可能にしている。日本指圧協会や本校同窓会との有機的連携を図り、就職先の確保、情報収集・提供に努めている。
また、毎年4月から5月の時期に、卒業生に対して、事後追跡の調査を実施して卒業後の動向の掌握に努め就職・進路指導に反映する体制を整えている。

【5-2】学生相談に関する体制は整備されているか

学生相談の内容は、学習、経済、人間関係、健康、住居など様々であり、状況の深刻度においても一様ではなくその多様性により対応する部署を一定にすることは困難である。
しかし、学生の学業維持のためには、全校挙げて相談の受入れをすることが肝要であるとの認識から担任教員による日常的、総合的取り組みを中心として、内容によっては校長、教務課長、事務職員も相談を受けることとしている。
また、心理的要素を起因とする相談には、本校非常勤講師の臨床心理士による専門的カウンセリングを実施する体制を整備しており、実際の事例において有効性が確認されている。

【5-3】学生に対する経済的な支援体制が整備されているか

経済的要因で就学困難となるケースは多々あるが、支援体制の整備や内容の定型化は困難である。
一般的には、日本学生支援機構・東京都育英資金の斡旋、その他公的育英資金や民間融資制度の紹介を行い、一定程度の成果があり学生に対する支援ができていていると考えている。また、平成27年度4月に厚生労働大臣より専門実践教育訓練給付金の講座指定を受け、学生が経済的支援を受ける機会を提供している。
しかし、これからの更なるニーズに応えるためにも支援体制の構築を今後の課題としたい。

【5-4】学生の健康管理を担う組織体制はあるか

「学校保健安全法」等により、毎年4月に、学生全員の内科検診と健康診断を、11月に、教職員の健康診断を定期的実施しそれぞれの健康維持、推進の体制を整えている。
医療人養成の学校として健康管理は必須アイテムであり、学生及び教職員の高い意識の醸成とも相俟って本校の体制が有効に機能していることが日々確認されており、学業生活の基底を支えている。

【5－5】課外活動に対する支援体制は整備されているか

課外活動は、指圧研究会、オイルマッサージ部、英語部、野球部、あん摩同好会などがあり学生生活に華やかな彩りを添えている。

これらの活動には、専任教員や非常勤講師の先生が顧問となり技術指導や助言を行い、学校から機材購入、消耗品補充、その他諸経費の補助を行い円滑な運営を支えている。

全般的に活発な活動がみられ、学校の人的、物的支援体制が有効に機能していることが窺える。

【5－6】学生の生活環境への支援は行われているか

学生寮等の宿泊設備はない。

住環境への支援は、本校の所在地である東京都文京区という地域特性から困難であり、地域情報や住居関連アドバイスを提供して間接的な支援を行なっている。

住環境以外の生活環境については、学生の構成が多岐にわたるため個別的、具体的な対応とならざるを得ない。

【5－7】保護者と適切に連携しているか

本校の学生の年齢は概ね32歳前後であり、保護者として直接的に学校と接点を有することは少ないと考えている。

しかし、未成年である高校新卒者や他府県から上京してきている学生も多数在校していることもあり、保護者との連絡を密にして就学状況の連絡などきめ細かい対応を心がけている

また、成人の学生についても、保証人となられている関係者を実質的保護者と考え、学校での問題や関係情報の提供を個人情報保護に配慮しつつ提供し円満な就学環境の実現を図っている。欠席が多い学生については、その旨、学生本人及び保証人に書面で通知し情報の共有を図っている。

【5－8】卒業生への支援体制はあるか

卒業生については、卒業と同時に本校同窓会の正会員となり、同窓会活動の中での支援となる。

しかし、卒業生に対する職業の紹介・斡旋、照会、回答など学校への支援を求めてくるケースもあり一概に機会がないともいえないので、必要に応じて相応の支援を行なっている。

また、毎週開催される実技練習会への参加や図書室の開放を通して、学校との関わりを維持し、就職、独立までの技術の維持・向上や医療情報の取得に便宜の供与をしている。

さらに、既卒者で国家試験の受験を希望する者に対して、模擬試験の送付、聴講許可、国家試験受験の申請事務、参考図書を紹介など具体的支援策を講じて資格取得を応援している。

【5-9】社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか

毎週水、金曜日の午後、在校生・卒業生等が参加でき、実技の練習を行う修練会という場を設けている。必ず教員が監督指導し、社会人のニーズに応える環境を整備している。

図書室の開放、実技室の貸出など学校施設を提供している。

【5-10】高校・高等専修学校との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行なわれているか

本校への入学者のうち高校・高等専修学校卒業生の占める割合が2割未満であることや入学者の出身校が全国にわたることなどから、これらの学校種との連携は不活発である。

しかし、近年、進路指導における変化もあるので、情報提供を含め広報の方法を検討しキャリア教育・職業教育への誘いの可能性について検討する。

【5-11】関連分野における業界との連携による卒後の再教育プログラム等が行なわれているか

一般社団法人日本指圧協会が会員に対して実施する「実技講習会」のため、学校施設の使用を認めるとともに教員の支援協力体制をとり、卒後の実技再教育プログラムを行なっている。

評価項目6 教育環境

【6-1】施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか

平成18年9月に本校舎の耐震診断を、同19年6月から8月にかけて耐震補強工事を実施し、同18年10月には消防機器、消火栓、救助袋など安全設備関係の更新・整備を実施した。また、本校舎1棟での教育の限界を払拭し、施設・設備の不備や劣化を改善するため、平成25年7月に新校舎（新設）が竣工した。本校舎の改修工事も9月に完了し、ともに同年10月から使用を開始した。

新校舎は座学を、本校舎は実技を、中心として施設機能の特化を図りより効率的な教育活動と学校運営ができる環境が整った。プロジェクター等視聴覚機器の整備、可動式黒板設置、第二実技室の新設、複写機の設置など機器備品、施設の充実を図り学生のニーズに応え、教育上の必要性を十分満たすよう整備した。

また、喫煙所及び教室等校内各所に空気清浄機を設置し、健全な教育環境の維持に取り組んでいる。

【6-2】学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修の場等について十分な

教育体制を整備しているか

学内実習施設は、平成 25 年 10 月から実技室を 3 部屋有することとなり十分な教育体制が整った。
文京区及び近隣区所在の老人介護施設で学校の専任教員の指導、監督のもとに学生有志によるボランティア活動の一環として奉仕事業に従事する機会がある。

海外研修については、平成 27 年 3 月で第 14 回となるハワイ大学医学部における解剖実習が経常化して、毎回、専任教員による随伴・指導が教育体制として確立している。

海外インターシップについては、毎年、カナダのバンクーバーに 1 年間ワーキングホリデービザによる卒業生斡旋を実施し高い評価と実績をあげている。

【6-3】防災に対する体制は整備されているか

自衛消防隊を組織し防災に対する体制は整備されている。

平成 23 年度から防災備蓄物資を順次貯蔵するなど校内体制の整備を図っている。

評価項目 7 学生の募集と受入れ

【7-1】高等学校等接続する機関に対する情報提供等の取組が行なわれているか

高等学校等接続する機関に対し、本校から教職員が直接訪問し、情報提供、意見交換等の取組を積極的に行っている。

【7-2】学生募集活動は、適正に行われているか

学生募集については、関係機関の通達、指導等に従い適正に行なっている。

また、社団法人東京都専修学校各種学校協会の指示・協定を遵守して社会的責務を果たしている。

【7-3】学生募集活動において、資格取得・就職状況等の情報は正確に伝えられているか

受験動機で最も多いものが、資格取得と就職状況等の将来の進路、可能性、業界事情などであり、これらの情報を正確に伝えることは学生募集において重要な要素であると考えている。

そのため、これらの的確な情報収集と伝達に今後も努めてゆくこととする。

【7-4】学生納付金は妥当なものとなっているか

学納金については、他の医療系専門学校の金額と比して妥当なものと考えている。
少人数授業であり比較的割高の感があるのも否めないところであり、更なる経営の合理化を進め
学生の就学機会が喪失しないように、毎年その妥当性を検討してゆくこととする。

評価項目 8 財務

【8-1】中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか

基本的な財務指標である消費収支計算書のプラス傾向から、今後、中長期的に安定的に推移する
ものと考えられるが、各種財務分析手法の利用、キャッシュフロー計算の分析、経済情勢注視など
常に、財務の健全性や学校を取り巻く環境変化に留意し、財務基盤の安定に努めていくことが必要で
あると考える。

特に、平成24・25年度に行なった新校舎建設に伴い多額の自己資金の流出が生じたため、財政
基盤の更なる検証と学校の管理運営の合理化を徹底することが必要である。

将来的には、2号基本金がないこと、経費構造の硬直化、学生の減少など懸念材料もあるので、
より慎重な財務運営が求められている。

なお、21年度から私学材団からの補助金を利用するなど収入の多様化を図り新たな方向性を模索
している。

【8-2】予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか

予算と収支計画については、毎年度、定例の評議員会と理事会において慎重な審議の場を設けて
有効性や妥当性を含めた幅広い検討を行い、学校事業の安定と向上に努めている。

現下の厳しい外部環境変化に対応するべく明確な将来展望と更なる改革努力により諸計画が有効、
かつ妥当なものとなるよう精査してゆくものとする。

【8-3】財務について会計監査が適正に行われているか

財務についての会計監査は、例年、定期に開催される理事会へ提出される関係書類等について
会計専門家と学識経験者により厳正に実施されている。

適正な監査により財務執行の妥当性が担保されているが、今後も監査の適正に努めたい。

【8-4】財務情報公開の体制整備はできているか

学校会計の透明性と利害関係者への情報公開のため、「会計書類閲覧請求書」（開示請求様式）を定め、公開の体制を整備している。

しかし、利用実態は低調であり、開示手法を多様化する更なる取り組みとして平成 25 年度よりホームページ掲載を実施した。また、平成 27 年度より、スマートフォンからのホームページ閲覧数増加に伴い、スマートフォン用のホームページサイトを作成し、利便性の向上が図られた。

学校案内や浪越学園だよりに概要を紹介することも検討したい。

評価項目 9 法令等の遵守

【9-1】法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか

本校は、学校法人として文部科学省の、また医療人材養成施設として厚生労働省の、それぞれの省により厳しい設置基準等の規制、指導を受けている。

また、関係官庁の法令により学校、養成施設としての詳細な内容規定がなされている。

これらの実効性を挙げるため各種報告書の提出や指導監査の実施がなされ、法令遵守が維持されているものであり、常時、法令・設置基準等の遵守と学校の適正運営が実現している。

【9-2】個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか

「個人情報の保護に関する法律」及び「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 16 年文部科学省告示第 161 号）により慎重な取り扱いと保護を期している。

【9-3】自己評価の実施と問題点の改善を行っているか

自己点検については、毎年、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設自己点検票」を作成して保管して、学校の多方面にわたる改善に活用している。

自己評価については、平成 20 年度末までに作成が義務付けられたことに伴い正式に学校の事業として策定し学校運営全般にわたる改革の道標としている。

これらの点検・評価を通じて指摘された課題や問題点を改善する指標として活用したい。

【9-4】自己評価結果を公開しているか

自己点検及び自己評価は全面的にホームページに掲載し公開に努めている。

制度趣旨に鑑み、公開方法、手段、内容などを検討し、速やかに公開の趣旨に沿って学生、学校関係者、業界、受験希望者等にこれらの情報を公開し、又は提供してゆくものとする。

評価項目 10 社会貢献・地域貢献

【10-1】学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行なっているか

学校創設以来、社会貢献・地域貢献には熱心に取り組んできた。

臨床実習による地域・関係者への施術、礪川マラソンにおける施設提供・施術支援、祭礼参加
地元イベントへの協力、町会・商店街加盟など広範囲にわたり社会貢献・地域貢献を行なっ
てきた、今後とも地域に根差した学校としてその役割を実践してゆくこととする。

【10-2】学生のボランティア活動を奨励、支援しているか

従来から、学校の社会的責任を果たすべく、学生に地元催事でのボランティア、地域介護施設への
慰問・施術などさまざまなボランティア活動を奨励、支援している。

これらの活動に対して交通費支給、物品供与その他の支援を実施している。

【10-3】地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか

平成 27 年度 4 月、厚生労働大臣より医療専門課程指圧科（昼間部）、医療専門課程指圧科（夜間部）
として専門実践教育訓練給付金の対象となる指定講座を受託した。

現状では公開講座の受託は行っていないが、今後の課題としたい。

評価項目 11 国際交流

【11-1】留学生の受入れ・派遣について戦略を持って行なっているか

短期の実習セミナーなど軽易な海外関係者の受入れを出来得る限り実施しており、留学生受入れの
代用として 機能しているものと考えている。

【11-2】留学生の受入れ・派遣、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか

【11-3】留学生の学習・生活指導等について学内に適切な体制が整備されているか

【11-4】学修成果が国内外で評価される取組を行なっているか

指圧普及と啓発のため、学修成果を積極的に情報発信して国内外で評価されるべく取組を行なっている

東洋療法学校協会学術大会発表成果の書籍化（英語版を含む）、指圧療法学の英語版等の作成、浪越指圧基本実技の英訳・仏訳版などである。

1980年から国内外において国際指圧大会を開催し指圧療法の評価を受ける取組を行なっている。

2016年7月には国際大会をメキシコにて開催された。10月にはスペイン、イタリア、スイス、アルゼンチン、ポルトガル、メキシコから総勢80名の指圧師が来校して指圧講習を受講し在校生と交流を行った。

2017年2月にはフランスから30名が来校され指圧セミナーに参加した。